

福岡市未来へつなげる環境活動支援事業補助金交付要綱

目次

第1章 総則（第1条－第2条）

第2章 補助金（第3条－第19条）

第3章 雑則（第20条－第21条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、環境市民ファンドを活用した、福岡市未来へつなげる環境活動支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、福岡市補助金交付規則（昭和 44 年福岡市規則第 35 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（事業の目的）

第2条 市民団体が自ら、発意・企画し、自主的に取り組む環境保全活動に対し補助金を交付することにより、福岡式循環型社会の構築をはじめとする環境の保全及び創造を推進することを目的とする。

第2章 補助金

（補助対象団体）

第3条 補助金を交付する対象となる団体（以下「補助対象団体」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- （1） 別表1に定める団体の人数及び、環境活動経験年数等の申請要件を満たす市民団体、NPO法人又は市長が特に認める団体
- （2） 自ら、発意・企画し、自主的にこの要綱の目的に沿った環境保全に関する実践活動を行う団体
- （3） 福岡市内に事務所又は連絡場所を有し、かつ、主たる活動を福岡市内で行っている団体
- （4） 営利活動が主たる目的でない団体及び、宗教活動又は政治活動が目的でない団体

2 補助対象団体は、公募により募集する。

（暴力団の排除）

第4条 市長は、福岡市暴力団排除条例（平成 22 年福岡市条例第 30 号。次項において「暴排条例」という。）第6条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

2 市長は、補助金の交付を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。

- （1） 役員のうちに暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員のあるもの
- （2） 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するもの

3 市長は、補助金の交付決定を受けた団体（以下「補助団体」という。）が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

4 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請団体に対し役員の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

（補助対象事業）

第5条 補助金を交付する対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象団体が行う事業であって、次の各号に掲げる事業とする。

- （1） 地球温暖化対策

- (2) ごみ減量・3R（リデュース・リユース・リサイクル）
 - (3) 自然環境保護
 - (4) 環境美化
 - (5) 環境教育・SDGsの普及啓発
 - (6) その他この要綱の目的に適合する事業
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは補助対象外とする。
- (1) 福岡市の他の補助金の交付を受けている事業
 - (2) 営利活動を主たる目的とする事業及び、宗教活動又は政治活動を目的とする事業
 - (3) その他市長が適当でないと認めた事業

（補助対象期間等）

第6条 補助金を交付する対象となる期間等は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 団体活動支援コースA・Bについては、申請日の属する月の初日から翌年3月31日までとする。ただし、同日以降継続して活動が実施される場合において補助対象団体が再度申請するときは、別表2に定める補助継続期間を限度として定める日までとする。
 - (2) 環境イベント支援コースについては、イベント等の準備から実施終了までに要した期間とする。
- 2 環境イベント支援コースの申請回数は、別表2のとおりとする。

（補助金額）

第7条 補助金額については別表2のとおりとし、予算の範囲内で市長が決定し交付する。なお、補助金額の千円未満の額は切り捨てとする。

（補助対象経費）

第8条 補助金を交付する対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費とする。ただし、別表3に掲げる経費及び補助対象経費とすることが適当でないと市長が認める経費については、補助対象外とする。

（補助金の申請）

第9条 申請団体は、福岡市未来へつなげる環境活動支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第1号-1）
- (2) 事業収支計画書（様式第1号-2）
- (3) 資金計画書（様式第1号-3） ※第12条第1項ただし書の場合のみ
- (4) 団体調書（様式第1号-4）
- (5) 実施団体の規約、役員名簿（様式第1号-5）及び直近の収支決算書
- (6) 誓約書（様式第1号-6）
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 申請団体は、前項に定める申請書を提出するにあたって当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金の仕入れに係る消費税相当額が明らかでない場合については、この限りではない。

（評価機関の設置）

第10条 申請内容について専門家等から環境保全の効果等に関する意見を聴取する機関として「福岡市未来へつなげる環境活動支援事業評価委員会」（以下「委員会」という。）を置く。

（補助金の交付決定）

第11条 市長は、第9条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付又は不交付を決定するものとする。ただし、団体活動支援コースA・Bの申請については、委員会の意見を聴くものとする。

2 市長は、補助金を交付することを決定したときは、福岡市未来へつなげる環境活動支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）を、補助金を交付しないことを決定したときは、福岡市未来へつなげる環境活動支援事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）を当該申請団体に交付するものとする。

3 市長は、前項の場合において必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項に修正を加えて補助金の交付を決定することができる。

（補助金の交付時期）

第12条 補助金は、前条の規定により確定した額を補助事業の終了後に交付するものとする。ただし、市長が特に必要があると認めた場合に限り、補助事業の終了前に一括又は分割して交付することができるものとする。

2 第1項ただし書の場合において、補助団体は、確定した額が既に交付を受けた額に満たないときは、市長が定める日までに、その満たない額を返還しなければならない。

（補助事業の変更）

第13条 補助団体は、補助金交付の決定の通知を受けた後において、次の各号のいずれかに該当する場合においては、あらかじめ福岡市未来へつなげる環境活動支援事業補助金交付変更申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- （1） 補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をするとき
- （2） 補助事業を中止し、又は廃止するとき
- （3） 補助事業が予定期間内に完了しないとき

2 市長は、前項の申請があった場合、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は内容等を変更することができる。

3 市長は、第2項の規定により、補助金の交付決定を取り消し又は変更したときは、福岡市未来へつなげる環境活動支援事業補助金交付変更等決定通知書（様式第5号）を当該団体に交付するものとする。

（補助の特例）

第14条 第6条の規定に加え、市長は、補助団体の活動の拡充又は新規活動により、特に市民の環境意識の向上や、本市における環境保全活動の拡がりへの貢献効果が見込めると判断できた場合、委員会の意見を聴いたうえで、補助金を交付する対象となる期間を、3年間を限度に延長することができる。

2 前項に規定する延長の決定を受けようとする補助団体は、第9条に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

（関係書類の整備）

第15条 補助団体は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。

2 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、必要があるときは、前項の帳簿及び証拠書類を検査することができる。

(実績報告)

第 16 条 補助団体は、事業が完了したときは、速やかに福岡市未来へつなげる環境活動支援事業実績報告書（様式第 6 号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 事業収支計算書（様式 6 号-1）
- (2) 活動の成果報告書（様式 6 号-2）
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 第 9 条第 2 項ただし書きに基づき交付の申請をした補助団体は、前項に定める実績報告書を提出するに当たって、本補助金の仕入れに係る消費税相当額が明らかになった場合には、これを補助額から減額して報告しなければならない。

3 第 9 条第 2 項ただし書きに基づき交付の申請をした補助団体は、第 1 項に定める実績報告書を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金の仕入れに係る消費税相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合は、その金額が減額した額を上回る部分の金額）を消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第 7 号）により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 17 条 市長は、前条の報告を受けた場合は、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを、福岡市未来へつなげる環境活動支援事業実績調査確認書（様式第 8 号）をもって調査確認し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助団体に福岡市未来へつなげる環境活動支援事業補助金確定通知書（様式第 9 号）をもって通知しなければならない。

(交付決定の取消)

第 18 条 市長は、補助団体が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 第 3 条の要件を満たさなくなったとき。
- (4) 交付した補助金に余剰が生じたとき。
- (5) 補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により、補助金の交付決定を取り消したときは、福岡市未来へつなげる環境活動支援事業補助金交付取消決定通知書（様式第 10 号）により、補助団体に通知するものとする。

(補助金の返還)

第 19 条 市長は、第 13 条第 2 項及び前条第 1 項の規定により、補助金の交付の決定を取り消し、または変更した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

第 3 章 雑則

(その他)

第 20 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 6 月 23 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 22 年度に限り、継続 2 年目以降の事業にかかる補助金額については、第 7 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定にかかわらず、改正前の要綱に基づく補助率、3 年目まで 5 分の 4、4 年目 4 分の 3、5 年目 3 分の 2 を適用する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 12 月 20 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(期間)

2 この要綱は、平成 29 年 3 月 31 日をもって廃止する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(補助期間)

2 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱の規定に基づき交付した補助金に係る補助期間は、改正後の要綱に基づき交付する補助金に係る補助期間に含めるものとする。

(期間)

3 この要綱の終期を令和 3 年 3 月 31 日に延長する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(補助期間)

2 改正前の要綱の規定に基づき交付した補助金に係る補助期間は、改正後の要綱に基づき交付する補助金に係る補助期間に含めないものとする。

(期間)

3 この要綱の終期を令和7年3月31日に延長する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(補助期間)

2 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱の規定に基づき交付した補助金に係る補助期間は、改正後の要綱に基づき交付する補助金に係る補助期間に含めるものとする。

(期間)

3 この要綱の終期を令和11年3月31日に延長する。

別表1 補助金申請の要件

区分	項目	内容
団体活動支援コースA	団体の人数	7人以上で構成された市民団体
	環境活動経験年数	活動経験年数が3年以上の市民団体
団体活動支援コースB	団体の人数	3人以上で構成された市民団体
	環境活動経験年数	活動経験年数の制限なし
環境イベント支援コース	団体の人数	3人以上で構成された市民団体
	来場者（予定）	15人以上の来場者が見込めるイベント等

※団体活動支援コースA・Bで当該補助金の交付を受けたものについて、以降、環境イベント支援コースへの申請を行うことは、原則不可とする。

別表 2 補助金の内容

区分	項目	内容
団体活動支援 コースA	補助継続期間	3年間（初めて申請する年を含む）を限度とする。
	補助金額	補助対象経費の4分の3以内とし、50万円を上限とする。
団体活動支援 コースB	補助継続期間	3年間（初めて申請する年を含む）を限度とする。
	補助金額	補助対象経費の4分の3以内とし、20万円を上限とする。
環境イベント 支援コース	申請回数	累計で2回までとする。
	補助金額	補助対象経費の5分の4以内とし、10万円を上限とする。 ただし、以下の項目に関するイベント等を実施する場合に限り、 12万円を上限とする。 【地球温暖化対策、プラスチックごみ減量、森林資源利活用】

※なお、団体活動支援コースA・B間でコースの移行を行う場合は、通算で3年間（初めて申請する年を含む）を限度とする。

別表 3 補助対象外経費

経費区分	内容
人件費	団体内部の賃金
団体の経常的な運営 費（光熱水費、修繕 料、役務費など）	事務室の賃借料、コピー機のリース料、電話加入権の購入経費等
委託費	事務、企画、運営、調査など事業の中心となる部分の委託にかかる経費
食糧費	昼食代、弁当代、茶菓子代及び打ち上げ・懇親会等における飲食費等。 ただし、熱中症対策のための氷や飲み物については対象とする。
備品購入費	購入価格が5万円以上、かつ、耐用年数が2年以上の物品の購入費。た だし、補助対象事業の目的達成のために特に効果的であって、購入する 方がリース又はレンタルよりも安価である場合に限り、10万円を上限に 補助対象とする。
旅費	事業実施のため必要なスタッフの交通費は1日往復1,000円を上限に補助 対象とする。
報償費	・記念品の購入費 ・講師に支払う謝礼金については、職員研修所講師謝礼単価表の額を上 限に補助対象とする。
印刷・宣伝・広告費	団体の日常的な運営におけるホームページの制作・管理・運営等経費。 ただし、補助対象事業の目的達成のために特に効果的であるものに限 り、10万円を上限に補助対象とする。